百三　N―〔一―〔二―（四―エチル―五―オキソ―二―テトラゾリン―一―イル）エチル〕―四―（メトキシメチル）―四―ピペリジル〕プロピオンアニリド（別名アルフェンタニル）及びその塩類	［新設］
百四　N―〔四―（メトキシメチル）―一―〔二―（二―チエニル）エチル〕―四―ピペリジル〕プロピオンアニリド（別名スフェンタニル）及びその塩類	［新設］
百五　一―（二―メトキシカルボニルエチル）―四―（フェニルプロピオニルアミノ）ピペリジン―四―カルボン酸メチルエステル（別名レミフェンタニル）及びその塩類	［新設］
百六　メチル＝一―フェネチル―四―（N―フェニルプロパンアミド）ピペリジン―四―カルボキシラート及びその塩類	［新設］
百七　四―アニリノ―一―フェネチルピペリジン	［新設］
百八　一―フェネチルピペリジン―四―オン	［新設］

第二条・第三条　［略］

第四条　輸出令別表第二の三第二号(1)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～十五　［略］

第五条　輸出令別表第二の三第二号(2)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～六　［略］

第六条　輸出令別表第二の三第二号(3)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～六　［略］

第七条　輸出令別表第二の三第二号(4)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　第四条又は輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管、光学素子及びこれらの部分品の製造のために特に設計した装置

二　［略］

第八条　輸出令別表第二の三第二号(5)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第九条　輸出令別表第二の三第二号(6)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、一九三ナノメートルから三七〇ナノメートルまでの波長の光で使用するように最適化したポジ型レジストとする。

第十条　輸出令別表第二の三第二号(7)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～七　［略］

第十一条　輸出令別表第二の三第二号(8)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～八　［略］

第十二条　輸出令別表第二の三第二号(9)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、前条に掲げる貨物の試験装置とする。

第二条・第三条　［略］

第四条　輸出令別表第二の三第二号イに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～十五　［略］

第五条　輸出令別表第二の三第二号ロに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～六　［略］

第六条　輸出令別表第二の三第二号ハに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～六　［略］

第七条　輸出令別表第二の三第二号ニに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　第四条又は輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管、光学素子及びこれらの部分品の製造のために特に設計した装置

二　［略］

第八条　輸出令別表第二の三第二号ホに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第九条　輸出令別表第二の三第二号ヘに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、一九三ナノメートルから三七〇ナノメートルまでの波長の光で使用するように最適化したポジ型レジストとする。

第十条　輸出令別表第二の三第二号トに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～七　［略］

第十一条　輸出令別表第二の三第二号チに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～八　［略］

第十二条　輸出令別表第二の三第二号リに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、前条に掲げる貨物の試験装置とする。